

別添様式

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		内閣府						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
北方領土問題対策協会	特定事業執行型	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業					国民世論の啓発業務、調査研究等について、平成19年度末までに見直す。	・常勤職員の削減（平成19年度末1名、22年度末1名） ・一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を19年度中に行い、業務分担の在り方を再度、見直す。 ・主たる事務所（東京本部）は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。
	政策金融型	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務					法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名		北方領土問題対策協会		府省名	内閣府	
沿革		昭和31.11 財団法人南方同胞援護会 昭和32.9 特殊法人南方同胞援護会 昭和36.12 特殊法人北方協会		昭和44.10 特殊法人北方領土問題対策協会	平成15.10 独立行政法人北方領土問題対策協会	
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）	
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
		7人		2人	5人	19人
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	855	846	862	932	
	特別会計	－	－	－	－	
	計	855	846	862	932	
	うち運営費交付金	658	654	632	746	
	うち施設整備費等補助金	－	－	－	－	
	うちその他の補助金等	197	192	230	186	
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		938	933	959	1,016	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度		
		741		746		
		・基金10億円等の利息（S62からは貸付業務勘定では利益は発生していない。） ・平成18年の利益の増加は、過年度損益修正益による。				
	発生要因					
	見直し案	－				
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度		
		66		100		
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
		828	820	913	977	

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	①事務・事業の見直しに伴うもの ・国民世論の啓発業務、調査研究等について、平成19年度末までに見直す。 ・法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。 （見込額未定） ②組織的な見直しに伴うもの ・平成19年度末、22年度末に各1名削減し、19名の常勤職員を17名に削減。 ・主たる事務所（東京本部）は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。 （見込額未定）
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	中期計画最終年度（平成19年度）の一般管理費（人件費除く）を平成14年度に比して13%削減することとしており、これについては順調に達成できる見込みである。また、業務経費についても毎年度1%の削減を図るとしているが、これについても達成している。その他、生活資金、更生資金におけるリスク管理債権額を平成17年度残高に対し10%以上縮減する等の定量的評価を行っているが、数値目標が設定されているものについては全て目標を達成しているところである。

総括表（その2-2）

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		北方領土問題対策協会札幌事務所			
	所在地		北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地（アスティ45ビル）			
	職員数		7人			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づく事務及び業務			
	20年度 予算要求額 （百万円）	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	186 （△43）			
		支出予算額 （対19年度当初予算増減額）	270 （△46）			

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型	政策金融型
事務・事業名		北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務
事務・事業の概要		北方領土問題の解決を図るために、以下の事業を行う。 ①国民世論の啓発(ア. 返還要求運動の推進、イ. ビザなし交流事業の実施等、ウ. 北方領土を目で見る運動の推進) ②調査・研究(ア. 北方領土問題研究会の開催等、イ. 国際シンポジウムの開催) ③元島民への援護(ア. 返還署名運動等の諸活動への支援、イ. 自由訪問の実施)	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	746,320千円 (114,662千円)	186,178千円 (△43,413千円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	746,425千円 (104,123千円)	269,999千円 (△45,661千円)
事務・事業に係る定員(19年度)		(担当数)12人	(同左)7人
①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)	①返還運動・啓発活動(ア. 全都道府県に設置されている「県民会議」が関係組織・機関を結集して各地域で返還運動を展開、イ. 青年・婦人・労働者等の全国規模の団体が組織する北方領土返還要求運動連絡協議会(「北連協」)が参加団体の各層・職域等を中心に返還運動を展開、ウ. 元島民による組織(「千島連盟」)が返還署名運動等を展開、エ. その他) ②調査・研究については、アカデミズム、シンクタンク等がそれぞれの関心から北方領土問題に関する研究等を行っているところであるが、北方領土問題を専らの目的とする専門の民間研究機関は見当たらない ③元島民への援護を目的とする民間主体は存在しない。	北方地域旧漁業権者を対象とした融資事業を行う融資機関は存在しない。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	①北方領土問題の解決は国の責任と権限(外交)で実現される以外に無いが、その外交交渉を支える最大の力は、北方領土の返還を求める一致した国民世論にほかならない(昭和58年総理大臣決定「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」。以下「基本方針」という。)。北対協の「北方領土に関する諸問題解決の促進事業」は、このような観点から「一致した国民世論」の形成と高揚を目的として行われているものであり、その事業の廃止は、北方領土問題解決を最大の外交課題と位置付ける我が国の基本政策と齟齬することになる。②この事業を廃止したとすれば、北方領土問題に対する国の取り組み姿勢の後退として受け取られ、その内外に対する影響ははかり知れない。	①北方領土問題が未解決であり、北方地域旧漁業権者等が立たされている特殊な地位に何ら変化がない以上、補償的意味合いをもつ本制度を廃止することはできない。仮に本制度を廃止することになると残置財産補償、旧漁業権補償等の新たな補償要求を惹起することとなる。②また、本制度の重要性に鑑み、法対象者の不均衡を是正するため元居住者の居住要件の緩和等の法改正(平成18年12月成立、平成20年4月施行)を行ったこととの整合性が図れない。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	その他(独立行政法人北方領土問題対策協会法第3条第2項及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく事務・事業)

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

③	事業開始からの継続年数	37年11ヶ月(特殊法人北方領土問題対策協会の設立以来)	45年9ヶ月(特殊法人北方協会の設立以来)
	これまでの見直し内容	独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(平成18年12月5日内閣府決定)により、「勧告の方向性」を踏まえての主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次期中期目標期間(平成20年度から24年度)に向けて見直しを行うこととした。	同左
	④ 国の重点施策との整合性	北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針(抜粋) (昭和58年7月5日 内閣総理大臣決定) 第1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項 1 基本方向 北方領土の返還の実現に向けて一致した国民世論の高揚とその持続を図るため、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民一人一人の理解と認識を深めるとともに、国民の自発的な北方領土返還要求運動の一層の発展とその全国的な定着化を推進する。 2 啓発の重点的推進方法 (1) 各種広報媒体及び啓発施設による適切かつ効果的な広報活動の推進 (2) 集会、講演会、展示会等各種啓発行事の推進 (3) 学校教育、社会教育における適切な指導の確保 (4) 地域、職場等における北方領土返還要求運動の促進とその体制の育成強化 第2 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項 1 基本方向 北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。 2 援護等の施策の重点的推進方法 (1) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進 (2) 北方地域元居住者の団体の育成とその活用等によるこれらの者に係る研修、交流等の事業の促進	北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針(抜粋) (昭和58年7月5日 内閣総理大臣決定) 第2 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項 1 基本方向 北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。 2 援護等の施策の重点的推進方法 (1) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進
	① 受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題を解決することによる直接的な受益者は元島民であるが、領土問題は国家主権に関する事柄であり、広く国民全般が受益者であると考えられる。	特別措置法に定められている旧漁業権者、元居住者等の特殊な地位に置かれている者が受益者であり、これらの者への「補償的意味合い」から国が基金10億円を交付し、この運用益、貸付金利息及び長期借入金を原資として北対協が貸付業務を行うとともに、国が利子補給費、管理費補給金を負担している。
	財政支出への依存度 (国費／事業費)	746,320千円／746,425千円	186,178千円／269,999千円

	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載
	③	諸外国における公的主体による 実施状況	該当なし	該当なし
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	①昭和63年以来、全都道府県に「県民会議」が設置され、北方領土の日、2月・8月の強調月間を中心に地道な活動を絶えることなく続けていることは、北方領土問題に関する国民啓発の強力なベースとなっている。交通安全のような身近な問題と異なり、領土・国境、主権という“高度なテーマ”に関して、多くの人々の無償の活動によりこのような体制が維持されていることは他に類を見ない。②「県民会議」を中心に、「北連協」、「千島連盟」といった多様な背景や内容を持つ組織との連携を図りつつ進められている返還要求運動は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するものである。	本融資制度は、昭和37～平成18年度累計において18,384人に対し36,045百万円の融資を行っており、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図る効果を有している。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		「北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針」にあるとおり、北方領土問題解決を促進するためにこれらの事業は不可欠である。	同左
事務・事業の見直し案（具体的措置）			・国民世論の啓発業務、調査研究等について、平成19年度末までに見直す。	・法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		見直し内容を検討中のため、改善見込みは未定である。	同左
	理由		－	－
	民営化の可否		否	否
	可	事業性の有無とその理由		
		民営化を前提とした規制の可能性・内容		
		民営化に向けた措置		

(2) 事務・事業の 民営化の検討		民営化の時期			
	否	民営化しない理由		①返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。②これらの事業は、採算性が全く見込まれないのみならず、国の方針との密接な連携の下に進められる必要があり、民営化には馴染まない。③仮に“民営化”したとすれば、国の取組み姿勢の後退として受け取られ、内では返還運動の衰退、外へは間違ったメッセージの発出という結果を招くことが予想される。	本事業（貸付勘定）の自己資金は約17億円（基金及び積立金）であるが、貸付残高は58億円（平成18年度末現在）に上がっており、自己資金以外の貸付原資は市中金融機関からの借入金によっている。本事業の目的は低利融資であり、その利率は、同種の政策金融の状況等を基準として政府関与の下に定められている。このため、本事業の収支差を補うための補助金（利子補給及び管理費補給）が交付される仕組みとなっている。 したがって本事業には、採算性が無く、民営化になじまない。
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否		否	否
		可	入札種別（官民競争／民間競争）		
			入札実施予定時期		
			事業開始予定時期		
			契約期間		
		否	導入しない理由	返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものであって、官民競争入札等にはなじまない。 また、必要な啓発物品等の作成に当たっては、既に一般競争入札や企画競争を行っている。	本事業の淵源である10億円の基金は、北方地域の旧漁業権者等の補償要求に対する措置として国庫より交付されたものであり、この事業は、10億円基金の管理とともに、国の責任において行われるべきであるという意識が関係者の間に極めて強い。 北方領土返還要求運動において元島民等は「特別な地位」を占めており、運動の推進に不可欠な存在であるが、元島民等に対する特別な低利融資制度である本事業は、全国の返還運動の推進を図る中心的な組織である北対協の他の事業と一体的に行われるのがもっとも自然であり、関係者の心情にも合致して効率的・効果的である。 従って、この事業について官民競争入札等の制度を導入することは適当でない。
対象となる事務・事業の内容		北方領土に関する諸問題についての国民世論の啓発・調査研究、元島民等への援護業務等	「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置方に関する法律」に基づく融資事業業務等		
	移管の可否		否	否	

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	移 管	可	移管先		
			内容		
			理由		
		否	移管しない理由	返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。 したがって、これらの事業を的確に、かつ、効果的に進めていくためには、北方領土問題に関する知識、幅広い関係者との人脈・信頼関係が欠かせないものであり、適当な移管先は存在しない。	旧漁業権者等が特殊な地位に置かれていることを鑑み、政策的見地から交付された基金10億円とその果実である積立金は、「将来において、旧漁業権者等に対する措置が必要になる場合には、協会の残余財産をもって処理する」とされている。このことは法対象者にとって自身の補償的意味合いを持つものであり、国の責任において管理すべきであるとの意識が極めて強い。 また、元居住者等は返還運動の中核的な立場を占めており、運動の推進に不可欠な存在である。これは国が上記の措置を取っていることが大きな活力となっている。 北対協が扱う融資制度は多種に渡るため、他の法人において一元的に取り扱うことは困難である。 このことから、北方領土問題が解決するまでは、国の責任において、確実に貸付業務を実施することが必要である
	一 体 的 実 施	一体的実施の可否		否	否
		可	一体的に実施する法人等		
			内容		
			理由		
		否	一体的実施を行わない理由	上記「移管しない理由」と同じ	上記「移管しない理由」と同じ

<組織関係>

(5)	非公務員化の可否	該当なし
-----	----------	------

特定独立 行政法人関係	理由	該当なし
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	・常勤職員の削減(平成19年度末1名、22年度末1名) ・一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を19年度中に行い、業務分担の在り方を再度、見直す。 ・主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。
	理由	中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基く見直しの実施。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		北対協のHPにおいて、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基き、役職員の報酬・給与について公表している。	
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)	94.4	
		人件費総額の削減状況	平成19年度末、22年度末に各1名削減し、現在の19名を17名とする。	
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	現行中期目標において、一般管理費(人件費を除く。)について中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して、13%削減すること、業務経費については、毎年度前年度比1%の効率化を行うことが定められている。	
		効率化目標の設定の内容・設定時期	次期中期目標(平成20年度から平成24年度)において、効率化目標を設定する。	
	③民間委託による経費節減の取組内容		主たる事業が民間ボランティアの活動により実施されており、民間委託は考えにくい。	
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		業務の効率化のため、コンピューターによる会計システム等の活用、電子媒体を活用したペーパーレス化を推進	
関係	情報公開の現状		北方領土問題対策協会の入札に関する情報、随意契約に係る公示、会計規程、随意契約の公表基準等をホームページにおいて公表している。	
	見直しの方向		現在、北対協の行っている随意契約については、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。	
	名称	社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟	合計	
	契約額	67,533千円(補助金)	67,533千円(補助金)	

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	連法人	うち随意契約額 (%)	—	
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）	該当者なし	
	関連法人以外の契約締結先	名称	別添参照1, 2	合計
		契約額	別添参照1, 2	55,754千円
		うち随意契約額 (%)	別添参照1, 2	42,841千円 (77%)
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	該当者なし	該当者なし
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載			
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載			

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	現行中期目標において、業務運営の効率化に関しては、一般管理費（人件費を除く。）について中期目標の最終年度（平成19年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）に対して、13%削減すること、業務経費については、毎年度前年度比1%の効率化を行うことが定められている。
	今後の取組方針	次期中期目標の策定において、北対協が担う役割を明確にするとともに、可能な限り重点化や効率化の基本方向を明らかにし、引き続き具体的かつ定量的な目標を定め、事業ごとの評価を厳格なものとするように努めることとする。さらに、決算情報・セグメント情報についても、引き続き公表の充実等を図ることとする
(2) 国民による意見の活用	現状	北対協が実施する各事業で、アンケートを実施しており、参加者からの意見や要望を事業に効果的に反映させるよう努めている。また、啓発施設にもアンケート箱を設置し、アンケート結果を踏まえた施設の充実強化を図っているところである。
	今後の取組方針	今後もアンケートなどを実施し、広く意見を吸い上げ、独立行政法人の運営・評価に活用することとする。
(3) 業務運営の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	北対協においては、組織規程及び役職員倫理規程等を整備し内部統制機能を高めている。また、必要に応じて中堅係員研修を行っており、中堅係員に職員としての基礎的、一般的な知識と技能を与えるとともに、職場のリーダーとなっていくために必要な仕事の知識と技能を身に付けさせることとしている。
	今後の取組方針	引き続き、独立行政法人の適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、内部統制機能の充実に向けて取り組むこととする。

(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果		北対協の事務・事業は、事業毎のスタッフが分担して実施しているが、積み上げ方式による予算の執行状況や業務の進捗状況について把握可能。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況		事業毎の執行状況を把握して、分析を行っている。	
	今後の取組方針		今後とも各事業毎の計画と実績の分析・管理を行っていく。	
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		件数	
	利用料			
	寄付金		件数	
	知的財産権		件数種類	
	その他		貸付金・基金等合計額	82,293千円
	計			82,293千円
	見直し案		平成20年度概算要求又はそれ以降の年度における見直し内容の予定はなし	
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	北対協のホームページでは、協会の概要や役割をはじめ、どのような団体が返還運動を実施しているか、また、年間を通じ北方領土返還要求運動原点の地根室や、北方館の状況を把握できるように努めている。各コンテンツを分かりやすく分別するとともに、行事の紹介や過去の実績等を掲載した。		
	今後改善を予定している点	インターネットを使用した広報啓発について、北方領土問題に関する情報の発信基地という役割を果たしていくため、動画等を用いるなどコンテンツの内容や提供方法に一層の工夫を図っていくこととしている。		
その他				

11 / 28 ページ

(別添参照1)

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
旅行代理店委託契約一式	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年5月22日	株式会社ジェイ・エー 千代田区平河町2-5-5	（根拠条文）独立行政法人北方領土問題対策協会会計規程第40条第4項1号 （理由）日露両国政府の合意（口上書の取り交わし）を得ない状況下で、一般競争入札のための「入札公告」等により詳細な事業日程や内容を公にすることはできない等。	19,732,498	19,732,498	100%	0人	
旅行代理店委託契約一式	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年10月6日	株式会社ジェイ・エー 千代田区平河町2-5-5	（根拠条文）独立行政法人北方領土問題対策協会会計規程第40条第4項1号 （理由）日露両国政府の合意（口上書の取り交わし）を得ない状況下で、一般競争入札のための「入札公告」等により詳細な事業日程や内容を公にすることはできない等。	23,108,803	23,108,803	100%	0人	

（注1）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(別添参照2)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備 考
船舶による訪問団員及び受入団員の運送等に関する業務一式	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年4月18日	株式会社藤由商店 北海道根室市大正町1丁目25番地	一般競争入札	1,364,000	1,200,000	87.97%	
啓発用ボールペン等の調達	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成18年12月8日	株式会社セイワビジネスサプライズ 港区虎ノ門一丁目22番16号	一般競争入札	10,602,900	10,051,020	94.79%	
カラー複写機の購入	契約担当役：宮本勝政 名称：北方領土問題対策協会東京事務局 所在地：千代田区紀尾井町7番1号	平成19年3月26日	株式会社オカモトヤ 港区虎ノ門一丁目1番24号	一般競争入札	1,970,535	1,662,150	84.35%	

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	内閣府
-----	-----

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
北方領土問題対策協会	特定事業執行型	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業	平成15年度	啓発活動の支援業務の評価に当たっては、助成条件、審査状況等を把握した上で助成事業の妥当性等にも着目した評価を行うべきである。	政策評価・独立行政法人評価委員会	①	助成条件、審査状況等を事業報告書に記載するとともに、項目別評価表に評価基準、指標を定め評価した。(平成16年度)
			平成18年度	組織及び業務運営の見直しによるコスト削減の徹底	行政改革推進本部	②	国民世論の啓発業務、調査研究等について見直す。次期中期目標期間中に見直すこととする。常勤職員の削減(平成19年度末1名、22年度末1名)主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。
	政策金融型	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務	平成16年度	リスク管理債権については、管理・回収に当たっては、法人が具体的な指標等を設定し、的確に評価を行うべきである。	政策評価・独立行政法人評価委員会	①	項目別評価表に評価基準、指標を定め評価した。(平成17年度)中期計画及び年度計画に達成目標を記した。(平成18年度)。
			平成18年度	・法人資金貸付の停止、住宅新築資金貸付の在り方の検討、融資条件の厳格化	行政改革推進本部	① ②	法人資金は平成20年度より停止。住宅新築資金は、次期中期計画期間中に主務官庁が方針を決定。融資業務厳格化は、19年度より実施。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勸告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	北方領土問題対策協会	府省名	内閣府
資産との関連を有する事務・事業の名称	北方領土を目で見る運動		
資産との関連を有する事務・事業の内容	北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「北方館」、「別海北方展望塔」、「羅臼国後展望塔」を整備し、「北方領土を目で見る運動」としての推進を行っている。		
国からの財政支出額	-	支出予算額	-
対19年度当初予算増減額	-	対19年度当初予算増減額	-
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 北方領土問題対策協会			府省名	内閣府
No.	1	施設名	北方館	用 途	6 (北方領土啓発施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「北方館」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところである。 このことから、北方領土問題及び返還運動への理解と協力を得るとの観点からも重要な施設のため閉鎖、売却は考えられない。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 北方領土問題対策協会			府省名	内閣府
No.	2	施設名	別海北方展望塔	用途	6 (北方領土啓発施設)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「別海北方展望塔」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところである。 このことから、北方領土問題及び返還運動への理解と協力を得るとの観点からも重要な施設のため閉鎖、売却は考えられない。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 北方領土問題対策協会			府省名	内閣府
No.	3	施設名	羅臼国後展望塔	用途	6 (北方領土啓発施設)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
☐ 売却する場合、売却予定時期：					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 北方領土の視察に訪れる人々に北方領土問題について一層の理解と認識を深めてもらい、国民世論の啓発を図るため、北方領土の関係資料を展示する「羅臼国後展望塔」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところである。 このことから、北方領土問題及び返還運動への理解と協力を得るとの観点からも重要な施設のため閉鎖、売却は考えられない。					

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	北方領土問題対策協会	府省名	内閣府
資産との関連を有する事務・事業の名称	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務		
資産との関連を有する事務・事業の内容	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。		
国からの財政支出額	186,178	支出予算額	269,999
対19年度当初予算増減額	△43,413	対19年度当初予算増減額	△45,661
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	(B)現預金611百万円のうち定期預金300百万円、及び有価証券700百万円(利付農林債)の計1,000百万円は、基金で長期借入金の根担保として金融機関に供している。 (I)長期貸付金5,603百万円は流動性が高く、確実に回収が見込まれる資産として貸付金等の財源に充てられる。 また、(M)積立金706百万円については、貸付財源に充当している。 以上より、金融資産は総て融資業務と関連している。 〈具体的措置〉 ○独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(18.12.5 内閣府決定)に基づき以下の見直しを行う。 - 法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止する。 - 住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止を含め、その在り方の検討を行う。 - 全ての貸付資金について必要性等の再検証を実施するとともに、国の財政負担の抑制を図る観点から、貸付残高の増加の抑制を図ること等により、国からの利子補給金抑制策について検討を行う。 〈措置を講ずる理由〉 「中期中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革本部決定)を受けた措置。		

金融資産の処分に係る具体的措置(その①)

法人名	独) 北方領土問題対策協会		府省名	内閣府	
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)					
○	A	合 計	:	7,050 百万円	内 貸付金 : 5,739 百万円
					内 割賦債権 : 百万円
	B	現金及び預金	:	611 百万円	
	C	有価証券	:	700 百万円	
	D	受取手形	:	百万円	内 貸付金 : 百万円
	E	売掛金	:	百万円	内 割賦債権 : 百万円
	F	投資有価証券	:	百万円	
	G	関係会社①	:	百万円	… 関係会社株式
	H	関係会社②	:	百万円	… その他の関係会社有価証券
	I	長期貸付金①	:	5,603 百万円	… J・K以外の長期貸付金
	J	長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの
	K	長期貸付金③	:	百万円	… 関係法人に対するもの
	L	破綻債権等	:	136 百万円	内 貸付金 : 136 百万円
					内 割賦債権 : 百万円
M	積立金	:	706 百万円		
N	出資金	:	百万円		
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) / G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独) 北方領土問題対策協会	府省名	内閣府
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性			
該当しない。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性			
「貸付金債権の償却実施要領」に基づき毎年度償却処分している。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性			
既存貸付金の売却・証券化の検討は行っていない。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性			
過大となる金融資産はない。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	北方領土問題対策協会	府省名	内閣府
(情報発信・展示・普及・助言等型)			
事務・事業の名称	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業		
事務・事業の内容	北方領土問題の解決を図るために、 ①国民世論の啓発（ア．返還要求運動の推進、イ．ビザなし交流事業の実施等、ウ．北方領土を目で見る運動の推進） ②調査・研究（ア．北方領土問題研究会の開催等、イ．国際シンポジウムの開催） ③元島民への援護（ア．返還署名運動等の諸活動への支援、イ．自由訪問の実施）		
国からの財政支出額	746,320千円	支出予算額	746,425千円
対19年度当初予算増減額	114,662千円	対19年度当初予算増減額	104,123千円
官民競争入札等 (①)	検討	検討したが対象になじまないと考える。	
	理由	返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものであって、官民競争入札等にはなじまない。 また、必要な啓発物品等の作成に当たっては、既に一般競争入札や企画競争を行っている。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	北方領土問題その他北方地域旧漁業権者等に関する諸問題を解決することによる直接的な受益者は元島民であるが、領土問題は国家主権に関する事柄であり、広く国民全般が受益者であると考えられる。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)		
	運営コスト (内訳、総計)		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	無し	
	内容		
	理由	返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。 したがって、これらの事業を的確に、かつ、効果的に進めていくためには、北方領土問題に関する知識、幅広い関係者との人脈・信頼関係が欠かせないものであり、適当な移管先は存在しない。	
	同様の事務事業を実施している施設	北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔	
	一体的実施の可否	否	

法人内での一体的実施 (③)	内容	北方領土の現地視察に訪れる人々に一層の理解と認識を深めてもらうため、北方領土啓発施設「北方館」、「別海北方展望塔」、「羅臼国後展望塔」を建設し、「北方領土を目で見る運動」を推進している。
	理由	「北方館」は、北方領土返還要求運動の原点の地である根室市の納沙布岬に位置し、北方領土に一番近い場所にあり、領土の島々を目で見せることが可能となる施設とされた。北方領土視察者や観光客が多く訪れる施設で、領土問題の内容、歴史を正しく理解、学習する資料等を数多く展示している。また、「別海北方展望塔」は、国後島の雄大な姿を16.0kmと目の前にすることができる場所にあり、3階の展望室から国後島をはっきりと眺望することができる施設となっている。「羅臼国後展望塔」は、中心市街地にほど近い海拔167mの高台にあり、国後島の雄大な姿を一望することができる施設となっている。 それぞれの施設が、それぞれの角度から北方領土を望見し、また地域の特色を活かして「目で見る運動」を実現しており、これらの内容を一箇所に集めた一体的実施は適当ではない。
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	①北対協が実施する事業内容について、アンケートを実施しており、参加者からの意見や要望をこれらの事業に反映させようと努めている。②また、啓発施設にもアンケート箱を設置し、アンケート結果を踏まえ、施設の充実強化を図っているところである。
	見直し案	今後もアンケートなどを実施し、広く意見を吸い上げ、独立行政法人の運営・評価に活用することとする。
	公表状況・公表方法	独立行政法人通則法に基き、内閣府独立行政法人評価委員会において、評価基準を設定し、毎事業年度、業務実績の評価を行い、その結果及び業務実績報告書、財務諸表を北対協HPにて公表している。 また、HPにおいて事業結果や過去の実績、及び啓発資料を公表しており、北方領土問題に理解と認識を深めてもらえるようになっている。
	見直し案	引き続き、決算情報・セグメント情報などの公表の充実等図ることとする。

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	北方領土問題対策協会		府省名	内閣府
事務・事業の名称	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務			
国からの財政支出額	186,178	支出予算額	269,999	
対19年度当初予算増減額	△43,413	対19年度当初予算増減額	△45,661	
平成18年度新規分	1,015,915	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	5,781,579	
事務・事業の内容	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者及び元居住者等に対し漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。			
事務・事業に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	○ 独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案（18.12.5 内閣府決定）に基づき以下の見直しを行う。 ・ 法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止する。 ・ 住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止を含め、その在り方の検討を行う。			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革本部決定）を受けた措置。			